

別紙6

一時預かり事業

<p>目的</p>	<p>保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>
<p>補助要件</p>	<p>この要綱による補助金交付の対象となる事業は、児童福祉法第35条第4項の認可を受けた大阪市内の保育所を経営する社会福祉法人等、またはその他の法人のうち、次の各号の要件を満たし、本市の指定した事業者の行う、一般型一時預かり事業・一般型一時預かり事業（基幹型）双方またはいずれかを実施する一時預かり事業とする。ただし、当該事業を実施する保育所等に職員の配置基準を超える私的契約児が入所している場合は、補助対象としない。</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 一般型一時預かり事業 子ども・子育て支援法第59条第10項・児童福祉法第6条の3第7項に規定される一時預かり事業であり、児童福祉法施行規則第36条の35の1項に定めるところの保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して行う事業である。</p> <p>イ 一般型一時預かり事業（基幹型加算） 前項（ア）の一般型一時預かり事業に加え、土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所や開所時間の延長を行う一般型一時預かり事業の加算型</p> <p>(2) 実施主体 社会福祉法人、社団法人、学校法人、NPO法人、株式会社、その他法人格を有する事業者、児童福祉法第35条第4項の認可を受けた、大阪市内の保育所を経営する社会福祉法人等</p> <p>(3) 実施場所 大阪市内の保育所、幼稚園、認定こども園、その他、一定の利用児童が見込まれる場所。</p> <p>(4) 対象児童 原則として、本市に在住する保育所等を利用していない就学前児童のうち、次の児童であること。 ただし、市長が特に必要と認めるときは上記以外の就学前児童の利用を認めることができる。 ア 保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、就労等により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童。 イ 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減するため保育を必要とする児童。 ウ 保護者の就労、職業訓練、就学等により断続的に家庭保育が困難となる児童。</p> <p>(5) 利用料（日額） ア 月曜日から土曜日の利用料は次のとおりとする。 (ア) 0歳児：2,700円、1・2歳児：2,000円、3歳児以上：1,200円</p>

ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、別途徴収することができる。また、基幹型実施施設（9時間開所）において、8時間を越えて利用する際、9時間までの時間においては、30分ごとに200円を徴収することができる。

(イ) 生活保護世帯、市民税非課税の世帯（同住所に居住する者（世帯分離も含む）全員が非課税である世帯をいう。以下同じ）のうち、ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯は全額免除。その他の非課税世帯は半額免除とする。ただし、本市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る。

(ウ) 半額免除の利用料は次のとおりとする。

0歳児：1,300円、1・2歳児：1,000円、3歳児以上：600円

(エ) 災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く）から本市へ避難した者は全額免除

イ 日曜・国民の祝日等の利用料は次のとおりとする。

(ア) 0歳児：3,600円、1・2歳児：2,700円、3歳児以上：1,600円

ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、別途徴収することができる。

(イ) 生活保護世帯、市民税非課税の世帯のうち、ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯は全額免除。その他の非課税世帯は半額免除とする。ただし、本市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る。

(ウ) 半額免除の利用料は次のとおりとする。

0歳児：1,800円、1・2歳児：1,300円、3歳児以上：800円

(エ) 災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く）から本市へ避難した者は全額免除

#### (6) 開所時間

ア 一般型一時預かり事業

概ね午前9時から午後5時までの8時間とする。

イ 一般型一時預かり事業（基幹型）

概ね午前8時から午後5時までの9時間とする。

#### (7) 実施要件

ア 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という）第36条の35第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準等を遵守すること。

イ 「規則」第36条の35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員として、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。

ウ 保育従事者の数は2人を下回ることとはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る）による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。

また、1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ）が概ね3人以下である場合には、家庭的保育者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ）であって、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」の専門研修を修了した者を、保育士とみなすことができる。これに加え、1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下であることに加え、保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用

	<p>している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時預かり事業を実施する場合であつて、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「子育て支援員」という）1名とすることができる。ただし、保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合であっても、保育所等を利用する児童と当該事業の利用乳幼児数を合わせた乳幼児の人数に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項の規定に準じて職員を配置すること。</p> <p>エ 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。</p> <p>（ア）「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。</p> <p>（イ）子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）の別添1の1に定める基礎研修（以下、「基礎研修」という）と同等の研修を修了した者であつて、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」の専門研修を修了した者。</p> <p>オ 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、専用の空きスペースにおいて実施することも差し支えない。</p> <p>カ 一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園及び認定こども園を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であつて、放課後児童健全育成事業の利用児童数が概ね2人以下であるときには、下記（ア）から（エ）までの要件をすべて満たすことを条件として、一時預かり事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。</p> <p>（ア）放課後児童健全育成事業の対象児童（以下「放課後児童」という。）の処遇の実施に当たっては、『放課後児童健全育成事業』の実施について』（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。</p> <p>（イ）一時預かり事業に関する保育従事者の配置基準は、上記7（イ）に関わらず、乳児おおむね3人につき2名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね3人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね10人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね15人につき1名以上とすること。</p> <p>（ウ）一時預かり事業に関する保育従事者の数は2人を下回ることはできないのが原則であるが、放課後児童の処遇に係る職員2人以上から支援を受けられることを前提に、上記7（イ）の基準に基づき保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1名とすることができることとする。</p> <p>（エ）一時預かり事業の対象児童に対する処遇に支障がないことに加え、低年齢児と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されていると市長が認めていること。</p>
補助対象	一時預かり事業実施に要する経費とし、人件費、給食費、管理費、その他一時預かりで必要と認める経費

算 定 基 準	別添1に定める交付基準によって算定された額。
------------------	------------------------

実施事業所の代表者は、毎月の利用状況を翌月10日までに「一時預かり事業月報〔別紙6-3〕」及び「一時預かり事業実施報告書〔別紙6-4-1・別紙6-4-2・別紙6-4-3〕」によりこども青少年局長あて報告すること。

実施事業所の代表者は、事業の利用を承認した児童について、承認した月の翌月の10日までに「一時預かり事業利用承認報告書〔別紙6-5〕」によりこども青少年局長あて報告すること。

要綱第5条第2項（交付規則第4条の市長が必要と認める添付書類）

- ・施設職員名簿
- ・大阪市特定教育・保育施設等運営補助金（一時預かり事業）実施計画書〔別紙6-1-1・別紙6-1-2・別紙6-1-3〕
- ・保育室の配置図

要綱第9条第2項（交付規則第6条第1項第1号の市長が認める軽微な変更）

- ・児童の処遇に支障のないことを条件とし、事業を担当する保育士の変更

要綱第9条第3項（大阪市特定教育・保育施設等運営補助金変更承認申請書に添付する書類）

- ・大阪市特定教育・保育施設等運営補助金（一時預かり事業）補助事業変更承認内訳書〔別紙6-2-1・別紙6-2-2〕

要綱第13条第2項（交付規則第14条のこれに相当する書類その他市長が必要と認める添付書類）

- ・職員配置の状況及び人件費計算書
- ・管理費等計算書及び保護者徴収額一覧表
- ・全職員の源泉徴収簿又は当該年度分が1人1枚になった賃金台帳の写し
- ・資金収支決算内訳表等（提出予定（見込み）のもの）の写し
- ・一時預かり事業利用状況〔一時預かり事業実績報告内訳書〕〔別紙6-6〕
- ・大阪市特定教育・保育施設補助金（一時預かり事業）〔別紙6-7-1・別紙6-7-2〕
- ・保護者徴収金台帳の写し

[別紙6－別添1]

【交付基準】

1 補助基準額

(1) 基本分

- ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。

	年 額 (延べ利用児童数により区分される以下の額)
一般型一時預かり事業	2, 676, 000円 (延べ利用人数 300人未満)
	3, 024, 000円 (〃 300人以上 600人未満)
	3, 132, 000円 (〃 600人以上 900人未満)
	3, 240, 000円 (〃 900人以上 1,200人未満)
	3, 960, 000円 (〃 1,200人以上 1,500人未満)
	4, 680, 000円 (〃 1,500人以上 1,800人未満)
	5, 400, 000円 (〃 1,800人以上 2,100人未満)
	6, 120, 000円 (〃 2,100人以上 2,400人未満)
	6, 840, 000円 (〃 2,400人以上 2,700人未満)
	7, 560, 000円 (〃 2,700人以上 3,000人未満)
	8, 280, 000円 (〃 3,000人以上 3,300人未満)
	9, 000, 000円 (〃 3,300人以上 3,600人未満)
	9, 720, 000円 (〃 3,600人以上 3,900人未満)
	10, 440, 000円 (〃 3,900人以上 4,200人未満)
	11, 160, 000円 (〃 4,200人以上 4,500人未満)
	11, 880, 000円 (〃 4,500人以上 4,800人未満)
	※延べ利用人数4,800人以上の場合は、300人刻み毎に 720,000円ずつ年額が増加 ただし、20,100人以上の場合は別途協議
一般型一時預かり事業 (基幹型加算)	1, 150, 000円 (基幹型実施施設に加算される)

ア 年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた補助金を支給する。基幹型加算については、定められた単価を加算する。

- ② ①以外 (地域密着Ⅱ型を含む) の場合

	年 額 (延べ利用児童数により区分される以下の額)
一般型一時預かり事業	2, 676, 000円 (延べ利用人数 300人未満)
	2, 907, 000円 (〃 300人以上 600人未満)
	3, 013, 000円 (〃 600人以上 900人未満)
	3, 119, 000円 (〃 900人以上 1,200人未満)
	3, 812, 000円 (〃 1,200人以上 1,500人未満)
	4, 505, 000円 (〃 1,500人以上 1,800人未満)
	5, 198, 000円 (〃 1,800人以上 2,100人未満)
	5, 891, 000円 (〃 2,100人以上 2,400人未満)
	6, 584, 000円 (〃 2,400人以上 2,700人未満)
	7, 277, 000円 (〃 2,700人以上 3,000人未満)
	7, 970, 000円 (〃 3,000人以上 3,300人未満)
	8, 663, 000円 (〃 3,300人以上 3,600人未満)
	9, 356, 000円 (〃 3,600人以上 3,900人未満)
	10, 049, 000円 (〃 3,900人以上 4,200人未満)

	10,964,000円(〃 4,200人以上 4,500人未満) 11,880,000円(〃 4,500人以上 4,800人未満) ※延べ利用人数4,800人以上の場合は、300人刻み毎に 720,000円ずつ年額が増加 ただし、20,100人以上の場合は別途協議
一般型一時預かり事業 (基幹型加算)	1,150,000円(基幹型実施施設に加算される)

ア 年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた補助金を支給する。基幹型加算については、定められた単価を加算する。

(2) 平日(月曜日から土曜日)利用に対する生活保護世帯、市民税非課税世帯、被災者減免適用世帯の利用料相当加算分は次のとおり

ア 生活保護世帯、市民税非課税世帯のうちひとり親家庭または障がい児(者)のいる世帯、並びに被災者減免適用世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
2,700円	2,000円	1,200円

イ ひとり親家庭または障がい児(者)のいる世帯以外の市民税非課税世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
1,400円	1,000円	600円

(3) 休日(日曜・国民の祝日)利用に対する生活保護世帯、市民税非課税世帯、被災者減免適用世帯の利用料相当加算分は次のとおり

ア 生活保護世帯、市民税非課税の世帯のうちひとり親家庭または障がい児(者)のいる世帯、並びに被災者減免適用世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
3,600円	2,700円	1,600円

イ ひとり親家庭または障がい児(者)のいる世帯以外の非課税世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
1,800円	1,400円	800円

(4) 障がい児加算分

障がい児の延べ利用児童数に3,200円を乗じて得た額とする。

## 2 生活保護世帯等の確認

(1) 生活保護世帯

区保健福祉センターが発行する「生活保護適用証明書」により確認し、「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

(2) 市民税非課税の世帯

各市税事務所・区役所が交付する「市民税・府民税証明書」等により確認し、「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

(3) ひとり親家庭

区保健福祉センターが発行する「児童扶養手当証書」もしくは「ひとり親家庭医療証」により確認し、写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

(4) 障がい児(者)のいる世帯

区保健福祉センター等が発行する「障がい者手帳等」により確認し、写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

(5) 被災者減免適用世帯

被災地自治体が発行する罹災証明または運転免許証、健康保険証等住所・本人確認できる資料により確認し、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

また、利用申込書の「利用申込理由及び特記事項」欄に【災害避難者】と記載すること。罹災証明がやむをえず提出できない場合は、申告書の徴取をもってこれに代えることができる。

(6) 障がい児加算の対象

次のいずれかにより確認し、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

- ・ 特別児童扶養手当証書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ その他、市長が適切と認める書類（障がい児保育事業要件に準じる）

3 年齢の考え方

利用児童の年齢については、当該年度の4月1日時点の年齢とする。

4 市長が特に必要と認めるときの利用

別紙6（4）ただし書きの上記以外の就学前児童とは、保護者が出産や介護等を理由に一時的に本市の実家へ里帰りするときや裁判員制度へ従事するときに保育が必要となる児童及び災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみので地域を除く）から本市へ避難した児童に限定し利用を認める。

※ 里帰りによる利用であることの確認

母子手帳や介護保険被保険者証などにより里帰りの理由を確認し、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

また、利用申込書の「利用申込理由及び特記事項」欄に【里帰り】と記載すること。

※ 裁判員制度への従事による利用であることの確認

地方裁判所から送付される「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」をもって確認し、本人の承諾が得られた場合は、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。本人の承諾が得られない場合は、呼出状を確認のうえ、利用申込書の「利用申込理由及び特記事項」欄に【裁判員従事】と記載する。

※ 災害救助法適用地域から本市へ避難したことによる利用であることの確認

被災地自治体が発行する罹災証明及び運転免許証、健康保険証等住所・本人確認できる資料により確認し、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

また、利用申込書の「利用申込理由及び特記事項」欄に【災害避難者】と記載すること。罹災証明がやむをえず提出できない場合は、申告書の徴取をもってこれに代えることができる。

施設名 ( )

年度 大阪市特定教育・保育施設等運営補助金（一時預かり事業）実施計画書

1 補助金交付申請額及びその算出の基礎

(1) 申請額	金	円
(2) 算出基礎		
基準額	一時預かり事業	円

加算分

生活保護世帯 非課税世帯（ひとり親等） 被災者世帯				非課税世帯（その他）				障がい児加算	
2,700円	人	3,600円	人	1,400円	人	1,800円	人	3,200円	人
2,000円	人	2,700円	人	1,000円	人	1,400円	人		
1,200円	人	1,600円	人	600円	人	800円	人		
円									

2 補助金交付対象事業

名 称 大阪市一時預かり事業(一般型)

目 的 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

内 容 大阪市一時預かり事業(一般型)

3 施設の状況（事業専用保育室が、複数ある場合は個々の面積等を記入）

室 名	面 積	備 考
事業専用保育室	m <sup>2</sup>	新設 ・ 既設
	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>	

4 年間利用見込児童数（延べ人数）

一時預かり事業	延べ	人
---------	----	---

5 保育従事者の状況

① 保育士	人
② 別紙6（7）ウに定める研修と同等の研修の修了者（家庭的保育者であって、子育て支援員研修（一時預かり事業）専門研修を修了した者）	人
③ ②以外の研修修了者	人

6 添付書類

- ・保育室の配置図



施設名 ( )

年度 大阪市特定教育・保育施設等運営補助金（一時預かり事業・基幹型）実施計画書

1 補助金交付申請額及びその算出の基礎

(1) 申請額	金	円
(2) 算出基礎		
基準額	一時預かり事業	円
	基幹型加算	円
加算分		

生活保護世帯 非課税世帯（ひとり親等） 被災者世帯				非課税世帯（その他）				障がい児加算	
2,700円	人	3,600円	人	1,400円	人	1,800円	人	3,200円	人
2,000円	人	2,700円	人	1,000円	人	1,400円	人		
1,200円	人	1,600円	人	600円	人	800円	人		
円									

2 補助金交付対象事業

名称 大阪市一時預かり事業(一般型)

目的 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

内容 大阪市一時預かり事業(一般型)

3 施設の状況（事業専用保育室が、複数ある場合は個々の面積等を記入）

室名	面積	備考
事業専用保育室	m <sup>2</sup>	新設 ・ 既設
	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>	

4 年間利用見込児童数（延べ人数）※大型連休預かり加算対象者を除く

一時預かり事業	延べ	人
---------	----	---

5 保育従事者の状況

① 保育士	人
② 別紙6（7）ウに定める研修と同等の研修の修了者（家庭的保育者であって、子育て支援員研修（一時預かり事業）専門研修を修了した者）	人
③ ②以外の研修修了者	人

6 添付書類

- ・保育室の配置図

〔別紙6-1-3〕

施設名 ( )

保育従事者の状況

番号	職員氏名	生年月日	勤務体制	保育従事者資格（資格の内容）※いずれか該当する番号を記入 ① 保育士 ② 家庭的保育者であって、子育て支援員研修（一時預かり事業）専門研修を修了した者 ③ 子育て支援員研修 基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者 ④ 「家庭的保育事業ガイドライン」に定める基礎研修と同等の研修を修了した者であって、子育て支援員研修（一時預かり事業）専門研修を修了した者
1		/ /	専任・兼任	
2		/ /	専任・兼任	
3		/ /	専任・兼任	
4		/ /	専任・兼任	
5		/ /	専任・兼任	
6		/ /	専任・兼任	
7		/ /	専任・兼任	
8		/ /	専任・兼任	
9		/ /	専任・兼任	
10		/ /	専任・兼任	
11		/ /	専任・兼任	
12		/ /	専任・兼任	
13		/ /	専任・兼任	
14		/ /	専任・兼任	
15		/ /	専任・兼任	
16		/ /	専任・兼任	
17		/ /	専任・兼任	
18		/ /	専任・兼任	
19		/ /	専任・兼任	
20		/ /	専任・兼任	

※保育従事者の資格を証する書類（保育士認定証、研修修了証書等）を添付してください。

※所長設置加算の対象となる職員を従事者に含めることはできません

※処遇改善等加算の対象者は、通常保育への従事時間（1日6時間以上かつ月20日以上）を満たしていれば一時預かり事業との兼任が可能です



施設名 ( )

大阪市特定教育・保育施設等運営補助金（一時預かり事業・基幹型）補助事業変更承認内訳書

1 変更する内容及びその理由

2 (ア) 当初交付申請額

基準額 一時預かり事業 円  
 延べ 人  
 基幹型加算 円

加算分

生活保護世帯 非課税世帯（ひとり親等） 被災者世帯				非課税世帯（その他）				障がい児加算	
2,700円	人	3,600円	人	1,400円	人	1,800円	人	3,200円	人
2,000円	人	2,700円	人	1,000円	人	1,400円	人		
1,200円	人	1,600円	人	600円	人	800円	人		
円									

計 円 … ①

(イ) 交付変更申請額

基準額 一時預かり事業 円  
 延べ 人  
 基幹型加算 円

加算分

生活保護世帯 非課税世帯（ひとり親等） 被災者世帯				非課税世帯（その他）				障がい児加算	
2,700円	人	3,600円	人	1,400円	人	1,800円	人	3,200円	人
2,000円	人	2,700円	人	1,000円	人	1,400円	人		
1,200円	人	1,600円	人	600円	人	800円	人		
円									

計 円 … ②

(ウ) 交付変更申請額（3月末の見込み額）と当初交付申請額の差額 (② - ①)

合計 円

# 一時預かり事業月報

( 年 月分 )

施設所在地  
法人名  
施設名

担当者：

【事業実施日数： 日（うち、土曜日： 日、休日等： 日）】

【一時預かり事業に対応した当月の保育士： 人】

	一時預かり事業（月～土）		一時預かり事業（休日等）	
	利用人数	延べ日数	利用人数	延べ日数
0歳	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			
1歳	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			
2歳	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			
3歳	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			
4歳	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			
5歳	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			
合計	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			

- (注1) 第1階層、第2階層、第②階層、被災者、障がい児欄については、再掲とすること。
- (注2) 第2階層とは、市民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯または障がい児（者）のいる世帯。  
第②階層とは、市民税非課税世帯のうち、その他の世帯。
- (注3) 利用人数は、利用した児童数を計上すること。
- (注4) 延べ日数は、当該月の延べ利用日数を計上すること。
- (注5) 欄 ( ) については、当該月の土曜日における延べ利用日数（再掲）を計上すること。

〔別紙6-4-1〕

施設名 ( )

【一時預かり事業(月～土)】

年 月分

No.	登録児童の有無	児 童 名	性 別	年齢	利用日数	区 分
1			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
2			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
3			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
4			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
5			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
6			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
7			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
8			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
9			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
10			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
11			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
12			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
13			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
14			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
15			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
16			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
17			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
18			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
19			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
20			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
21			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
22			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
23			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
24			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
25			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
26			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
27			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
28			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
29			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
30			男・女		( )	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児

(注1) 欄 ( ) については、当該月の土曜日における延べ利用日数(再掲)を計上すること。

〔別紙6-4-2〕

施設名 ( )

【一時預かり事業（休日等）】

年 月分

No.	登録児童の有無	児 童 名	性 別	年 齢	利用日数	区 分
1			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
2			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
3			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
4			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
5			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
6			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
7			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
8			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
9			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
10			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
11			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
12			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
13			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
14			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
15			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
16			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
17			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
18			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
19			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
20			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
21			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
22			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
23			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
24			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
25			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
26			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
27			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
28			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
29			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児
30			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児

日	児童の 年齢	利用 児童数	保育従事者の数			日	児童の 年齢	利用 児童数	保育従事者の数		
			保育士 (a)	研修修了 者(b)	合計 (a)+(b)				保育士 (a)	研修修了 者(b)	合計 (a)+(b)
1	0歳					16	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
2	0歳					17	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
3	0歳					18	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
4	0歳					19	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
5	0歳					20	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
6	0歳					21	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
7	0歳					22	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
8	0歳					23	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
9	0歳					24	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
10	0歳					25	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
11	0歳					26	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
12	0歳					27	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
13	0歳					28	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
14	0歳					29	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
15	0歳					30	0歳				
	1～2歳						1～2歳				
	3歳						3歳				
	4～5歳						4～5歳				
当月の利用登録受付数						31	0歳				
当月の利用を断わった件数(のべ)							1～2歳				
利用日前日までのキャンセル数							3歳				
利用当日のキャンセル数							4～5歳				



# 一時預かり事業利用承認報告書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

現住所 \_\_\_\_\_

申込者 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 様方)

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

区分	氏名	利用児童との続柄	性別	年齢	生年月日			職業・学校等
利用児童の家族状況	利用児童	(ふりがな)			年	月	日	
	利用児童の世帯員		父	男				
			母	女				
施設の区分	<input type="checkbox"/> 月曜日から金曜日開所施設 <input type="checkbox"/> 月曜日から日曜日、祝日等開所施設（基幹型）							
利用開始日	年 月 日から							
希望する利用日	( 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日等 )							
希望する保育時間	時 分 ~ 時 分 ( 時間 分 )							
利用申込理由	就労・職業訓練・就学・傷病・災害・事故・出産・看護・冠婚葬祭・育児負担緩和 その他(具体的に _____ )							
特記事項等があれば、具体的に記入してください。								
勤務先等緊急連絡先	父	所在地 _____ 名称 _____ (電話 _____ )						
	母	所在地 _____ 名称 _____ (電話 _____ )						
		所在地 _____ 名称 _____ (電話 _____ )						

上記児童について、事業対象児童であることを確認の上、一時預かり事業の利用を承認したので報告します。

障がい児	はい ・ いいえ
世帯の状況	1. 生保 ・ 2. 非課税（ひとり親、障がい者世帯） ・ 3. 非課税（その他） ・ 4. 課税世帯

※ 「障がい児」・「世帯状況」に該当する場合、必ず○を記入してください。

施設名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

利用承認期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

一時預かり事業状況〔実績報告内訳〕

	一時預かり事業（月～土）		一時預かり事業（休日等）	
	利用人数	延べ日数	利用人数	延べ日数
0歳	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			
1歳	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			
2歳	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			
3歳	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			
4歳	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			
5歳	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			
合計	人 ( )	日 ( )	人	日
	第1階層 ( )	( )		
	第2階層 ( )	( )		
	第②階層 ( )	( )		
	被災者 ( )	( )		
障がい児 ( )	( )			

(注1) 第1階層、第2階層、第②階層、被災者、障がい児欄については、再掲とすること。  
 (注2) 第2階層とは、市民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯 または 障がい児（者）のいる世帯。  
 第②階層とは、市民税非課税世帯のうち、その他の世帯。  
 (注3) 利用人数は、利用した児童数を計上すること。  
 (注4) 延べ日数は、当該月の延べ利用日数を計上すること。  
 (注5) 欄 ( ) については、当該月の土曜日における延べ利用日数（再掲）を計上すること。

〔別紙6-7-1〕

施設名 ( )

大阪市特定教育・保育施設等運営補助金（一時預かり事業）実績報告内訳書

基準額 一時預かり事業 \_\_\_\_\_ 円 … ①  
延べ 人

加算分

生活保護世帯 非課税世帯（ひとり親等） 被災者世帯				非課税世帯（その他）				障がい児加算	
2,700円	人	3,600円	人	1,400円	人	1,800円	人	3,200円	人
2,000円	人	2,700円	人	1,000円	人	1,400円	人		
1,200円	人	1,600円	人	600円	人	800円	人		
								_____ 円 … ②	

一時預かり事業補助金金額確定額 (① + ②)

金 \_\_\_\_\_ 円

〔別紙6-7-2〕

施設名 ( )

大阪市特定教育・保育施設等運営補助金（一時預かり事業・基幹型）実績報告内訳書

基準額 一時預かり事業 \_\_\_\_\_ 円 … ①

延べ 人

基幹型加算 \_\_\_\_\_ 円 … ②

加算分

生活保護世帯 非課税世帯（ひとり親等） 被災者世帯				非課税世帯（その他）				障がい児加算	
2,700円	人	3,600円	人	1,400円	人	1,800円	人	3,200円	人
2,000円	人	2,700円	人	1,000円	人	1,400円	人		
1,200円	人	1,600円	人	600円	人	800円	人		
								_____ 円 … ③	

一時預かり事業補助金金額確定額 (① + ② + ③)

金 \_\_\_\_\_ 円